

令和3年5月7日

報道各位

市民・税務課

マイナンバーカード普及キャンペーンについて

市ではマイナンバーカードの普及をさらに加速させるため、5月から市独自事業として「マイナンバーカード普及キャンペーン」をスタートします。

マイナンバーカードの申請・交付された市民を対象に、電子ギフトカードなどの特典を進呈して、マイナンバーカードの定着を推進します。

記

1. 対象者

令和3年5月1日から令和4年1月31日までにマイナンバーカードの交付申請を行い、令和4年3月31日までにカードを交付された市民

2. 事業の期間

令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

3. 進呈品

3種類のギフト券（3,000円分）のうちいずれか1つを進呈

①PayPay ギフトカード ②QUO カード ③図書カード

※品目の設定理由

①：国が推進する「キャッシュレス決済」の継続普及のため

②、③：お年寄りや子どもさんが使い易いものとするため

4. 進呈方法

カード交付時に進呈（市民・税務課窓口又は本人限定郵便にて交付）

問い合わせ先

市民・税務課 市民係 担当 安岡、中屋、乾

Tel88-8102 Fax88-3856

E-Mail simin@city.katsuyama.lg.jp